

四日市市告示第408号

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年7月16日

四日市市長 森 智 広

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第465号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第2（第7条関係）				
費用負担基準				
世帯の階層区分			負担基準月額 （円）	加算基準月額 （円）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援受給世帯		0	0
B	A階層を除き当該年度分の <u>市民税非課税世帯</u>		1,100	110
C	A階層及びB階層を除き当該年度分の <u>市民税均等割の額のみ課税世帯</u>		<u>2,250</u>	<u>230</u>
D1	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の <u>市民税の課税</u>	所得割の年額 <u>3,000円</u> 以下	<u>2,900</u>	<u>290</u>
D2	<u>3,001円～5,800円</u>		<u>3,450</u>	<u>350</u>

D3	世帯であつて、その市民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	<u>5,801円～8,700円</u>	<u>3,800</u>	<u>380</u>
D4		<u>8,701円～13,000円</u>	<u>4,250</u>	<u>430</u>
D5		<u>13,001円～17,400円</u>	<u>4,700</u>	<u>470</u>
D6		<u>17,401円～22,400円</u>	<u>5,500</u>	<u>550</u>
D7		<u>22,401円～28,200円</u>	<u>6,250</u>	<u>630</u>
D8		<u>28,201円～58,400円</u>	<u>8,100</u>	<u>810</u>
D9		<u>58,401円～75,000円</u>	<u>9,350</u>	<u>940</u>
D10		<u>75,001円～96,600円</u>	<u>11,550</u>	<u>1,160</u>
D11		<u>96,601円～121,800円</u>	<u>13,750</u>	<u>1,380</u>
D12		<u>121,801円～175,500円</u>	<u>17,850</u>	<u>1,790</u>
D13		<u>175,501円～221,100円</u>	<u>22,000</u>	<u>2,200</u>
D14		<u>221,101円～380,800円</u>	<u>26,150</u>	<u>2,620</u>
D15		<u>380,801円～549,000円</u>	<u>40,350</u>	<u>4,040</u>
D16		<u>549,001円～579,000円</u>	<u>42,500</u>	<u>4,250</u>
D17		<u>579,001円～700,900円</u>	<u>51,450</u>	<u>5,150</u>
D18		<u>700,901円～849,000円</u>	<u>61,250</u>	<u>6,130</u>
D19		<u>849,001円～1,040,000円</u>	<u>71,900</u>	<u>7,190</u>

		<u>1, 0 0 0 円</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>D 2 0</u>		<u>1, 0 4 1, 0 0 1 円以上</u>	<u>全額</u>	<u>左の徴収 基準月額 の 1 0 %。た だし、そ の額が 8, 5 6 0 円に満 たない場 合は 8, 5 6 0 円</u>

備考

1 負担月額の決定の特例

ア (略)

イ 児童に民法（明治 3 1 年法律第 9 号）第 8 7 7 条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、負担月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて負担月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で、現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市民税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア (略)

イ (略)

ウ 「市民税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において、前年分（翌年の 1 月 1 日から 6 月 3 0 日にあつては前々年分とする。）の市民税を納付すべき者がいない世帯をいう。

(3) (略)

3 その他 (略)

改正前

別表第2 (第7条関係)

費用負担基準

世帯の階層区分		負担基準月 額 (円)	加算基準 月額 (円)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援受給世帯	0	0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C1	A階層及びD階層を除き	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	230
C2	当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	290
D1	A階層及びB	所得税の年額2,400円以下	350

D2	階層を除き	<u>2,401円</u> ～ <u>4,800円</u>	<u>3,800</u>	<u>380</u>
D3	前年分の所	<u>4,801円</u> ～ <u>8,400円</u>	<u>4,250</u>	<u>430</u>
D4	得税課税世	<u>8,401円</u> ～ <u>12,000円</u>	<u>4,700</u>	<u>470</u>
D5	帯であつ	<u>12,001円</u> ～ <u>16,200</u>	<u>5,500</u>	<u>550</u>
	て、その所	円		
D6	得税の額の	<u>16,201円</u> ～ <u>21,000</u>	<u>6,250</u>	<u>630</u>
	区分が次の	円		
D7	区分に該当	<u>21,001円</u> ～ <u>46,200</u>	<u>8,100</u>	<u>810</u>
	する世帯	円		
D8		<u>46,201円</u> ～ <u>60,000</u>	<u>9,350</u>	<u>940</u>
		円		
D9		<u>60,001円</u> ～ <u>78,000</u>	<u>11,55</u>	<u>1,16</u>
		円	<u>0</u>	<u>0</u>
D10		<u>78,001円</u> ～ <u>100,50</u>	<u>13,75</u>	<u>1,38</u>
		<u>0円</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D11		<u>100,501円</u> ～ <u>190,0</u>	<u>17,85</u>	<u>1,79</u>
		<u>00円</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D12		<u>190,001円</u> ～ <u>299,5</u>	<u>22,00</u>	<u>2,20</u>
		<u>00円</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D13		<u>299,501円</u> ～ <u>831,9</u>	<u>26,15</u>	<u>2,62</u>
		<u>00円</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D14		<u>831,901円</u> ～ <u>1,46</u>	<u>40,35</u>	<u>4,04</u>
		<u>7,000円</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D15		<u>1,467,001円</u> ～ <u>1,6</u>	<u>42,50</u>	<u>4,25</u>
		<u>32,000円</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D16		<u>1,632,001円</u> ～ <u>2,3</u>	<u>51,45</u>	<u>5,15</u>
		<u>02,900円</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D17		<u>2,302,901円</u> ～ <u>3,1</u>	<u>61,25</u>	<u>6,13</u>
		<u>17,000円</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
D18		<u>3,117,001円</u> ～ <u>4,1</u>	<u>71,90</u>	<u>7,19</u>
		<u>73,000円</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

D19		4, 173, 001円以上	全額	左の負担 基準月額 の10% ただし、 その額が 8, 56 0円に満 たない場 合は8, 560円
-----	--	----------------	----	---

備考

1 負担月額の決定の特例

ア (略)

イ 児童に民法（明治31年法律第9号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、負担月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて負担月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で、現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア (略)

イ (略)

ウ 「所得税非課税世帯」とは、同一世帯員と認められたすべての世帯員が当該年度において、前年分（翌年の1月1日から6月30日にあつては前々年分とする。）の所得税を納付すべき者がいない世帯をいう。

(3) (略)

3 その他 (略)

第1号様式（第4条関係）を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

四日市市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

年 月 日

四日市市長

（申請者）住 所

氏 名 印

（対象者との続柄 ）

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付について、次のとおり申請します。

対 象 者	住 所	四日市市 (電話
	氏 名	印 (年 月 日生)
	疾 病 名	
給 付 用 具 名		
給 付 を 希 望 す る 理 由		
備 考		

(添付書類)

- 1 対象者の扶養義務者の当該年度分市民税課税額を証明する書類（同意書欄に押印のある場合は不要）
- 2 用具の見積書
- 3 その他市長が必要と認める書類

同意書 私は、この申請に係る事務を行うため、四日市市長が市の保有する私及び私の世帯に関する個人情報（住民基本台帳情報、税情報）を利用することに同意します。 年 月 日

第2号様式（第5条関係）を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

調 査 書

氏 名	対象者 との 続 柄	課 税 状 況		備 考				
		当該年度分 市民税課税 の有 無	前年分の 市 民 税					
世帯員の 状況	本 人	有 無 均 等 割 所 得 割						
		有 無						
		有 無						
		有 無						
		有 無						
		有 無						
世帯 区分	1 被保護世帯又は市民税非課税世帯 2 市民税均等割課税世帯 3 市民税所得割課税世帯							
生 活 の 状 況	住宅	自宅／借家 (貸主の諾否)	浴 槽	和式／洋式 ／なし	便 器	和式／洋式 ／携帯用	住宅改造 改修申請	有・無
	入浴	他人の介助必要／自分でできる 清拭のみ／入浴清拭していない			排 便	他人の介助必要／自分でできる 便器（携帯用）使用		
	移動	車いす使用／自分でできる 他人の介助必要（一部・全部）			そ の 他	コミュニケーションが容易になる／ 情報入手が容易になる／ (在宅生活・独居)が可能になる／ その他		
給 付 必要の有無	有・無	給付する（し ない）理由						
給 付 用 具 名								
予 定 価 格		公費負担 予 定 額		利 用 者 負 担 額				円
そ の 他 特 記 事 項								
年 月 日				調 査 員				印

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(こども未来部こども保健福祉課)